

ハイライト:

- ・還元されたポイントの会計処理を解説します！
- ・新たに追加された質疑応答事例の中からお問い合わせの多い印紙税についてご紹介します！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
ポイント付与や即時充当時の会計処理について	1
国税庁 質疑応答事例について(印紙税)	2

年末のせわしなさを感じる時期となりました。寒さも日々増えています。体調管理にはお気をつけください。今号は、消費税引上げに伴い開始された「キャッシュレス・ポイント還元制度」のポイント付与や即時充当時の会計処理について、また新たに追加になった国税庁の質疑応答事例から印紙税に関する内容を取上げます。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

ポイント付与や即時充当時の会計処理について

令和元年10月1日の消費税率引上げと同時に9ヶ月間の期間限定で「キャッシュレス・ポイント還元制度」が始まりました。前回の2019年9月秋号 第79号(個人様向け)でもご紹介しましたが、対象店舗で、登録されたキャッシュレス決済で支払いをすると、最大5%の還元を受けられる制度です。

今号では、以下の還元を受けた際の会計処理について解説します。

対象店舗	ポイント還元率
中小企業や個人が経営する小売、飲食など小規模店舗	5%
コンビニ・外食・ガソリンスタンド等のフランチャイズチェーン	2%



還元方法は、「即時充当」「ポイント付与」「引落相殺」「口座充当」の4種類があります。

主な大手コンビニ各社は、購入時の支払金額にポイント還元制度のポイント相当分をその場で充当する「即時充当」によりポイントを還元しています。交通系カードやペイなどから徴収される金額はポイント分を控除した後の額となります。「即時充当」は購入時の支払い金額にポイント還元制度のポイント相当分をその場で充当するものであり、商品価額の % を割り引くというような値引きをしているわけではありません。そのため、充当されたポイント相当額は、雑収入(不課税)として計上することになります。

一方、一般的には決済額に応じて次回以降の買いものに使えるポイントを購入者に付与する「ポイント付与」を採用する店舗も多くあります。こちらの制度を利用した場合はポイントによる商品の値引きとなります。

国税庁から「即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入れ税額控除の考え方」が公表されていますので、次ページでその内容を解説します。消費税が複数税率のうえ、即時充当がポイント付与かの内容により、会計処理(仕訳)が異なりますので注意が必要です。

【レシート参考】

< 出典：国税庁 即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入れ税額控除の考え方 より >

【即時充当】	【ポイント利用（値引き）】
<p>レシート 〇〇ストア 東京都... 2019年10月XX日(土) 16:45</p> <p>おチャ ンホウク* 1点 540 540円 1点 550 550円</p> <p>合計 1,090円</p> <p>8%タイヨウ 540円 (内消費税 40円) 10%タイヨウ 550円 (内消費税 50円)</p> <p>キャッシュレス還元 ▲21円 交通系マネー支払 1,069円 *印は軽減税率対象品目</p>	<p>レシート 〇〇ストア 東京都... 2019年10月XX日(土) 16:45</p> <p>おチャ ンホウク* 1点 540 540円 1点 550 550円</p> <p>ポイント値引き ▲21円 合計 1,069円</p> <p>8%タイヨウ 530円 (内消費税 39円) 10%タイヨウ 539円 (内消費税 49円)</p> <p>交通系マネー支払 1,069円 *印は軽減税率対象品目</p>

【購入時に即時還元される場合】

【購入時にポイントが付与され値引きになる場合】

借方	金額	貸方	金額
会議費(軽減税率8%)	500	現金等(電子マ	1,069
仮払消費税	40	ネー等)	
消耗品(10%)	500	雑収入(不課税)	21
仮払消費税	50		

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coccan.jp/>

国税庁 質疑応答事例について (印紙税)

国税庁ホームページ掲載の質疑応答事例から、新たに追加された印紙税に係る内容を取り上げます。

【当初契約の自動更新期間中に取り交わす月額金額変更契約書の取扱い】

自動更新条項付の契約書で月額料金の増額に伴い下記の変更契約書を作成した場合について、契約書に自動更新の定めがあるものの、当初の契約の期間外の月額金額を新たに定める契約書となるため、増加額5万円×12=60万円ではなく、65万円×12=780万円が印紙税の課税対象となる2号文書に該当することが示されています。契約書にはる印紙は、増加額60万円に対する200円ではなく、780万円での1万円となります。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
 (東京事務所)
 港区南青山 2-2-1-1025
 電話 03-3746-1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル
 電話 048-816-6180
nakamur-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

契約番号H-26	契約番号H-31
<p>機械保守契約書</p> <p>第1条 甲は、乙がA工場に設置するB機について定期的に保守修繕を行う。</p> <p>第2条 乙は、保守料金として、月額 600,000円(消費税及び地方消費税別)を甲に支払う。</p> <p>第3条 本契約の有効期間は、平成XX年4月1日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれか一方から解約の申し出がないときは、この契約は同一条件でさらに1年間、契約を更新するものとし、以後同様とする。</p> <p>平成XX年3月31日</p> <p>甲：●●●● 乙：△△△△</p>	<p>機械保守変更契約書</p> <p>平成XX年3月31日付契約番号H-26「機械保守契約書」を次のとおり変更する。</p> <p>第2条で定めた保守料金を次のとおり変更する。 変更前月額金額 600,000円 変更後月額金額 650,000円 (いずれの金額も消費税及び地方消費税別)</p> <p>本契約の有効期間は、令和YY年4月1日から1年間とする。</p> <p>令和YY年3月31日</p> <p>甲：●●●● 乙：△△△△</p>

新たな契約となり7,800,000円(税別)を記載する第2号文書に該当します。

変更後の月額金額 650,000円 × 契約期間12ヶ月 = 7,800,000円

(要注意！) 来年1月末期限で提出する法定調書において、100枚を超える種類がある場合には、**令和3年1月末提出期日分**からは、**電子申告もしくは光ディスク等での提出が義務**となりますのでご注意ください(例：給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上など)。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。